静岡県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月15日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第33号

静岡県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

静岡県税賦課徴収条例(昭和47年静岡県条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正前

(不動産取得税の賦課徴収に関する申告義務 等)

第23条 不動産を取得した者は、当該不動産の 取得の日から60日以内に、次に掲げる事項を 知事に申告しなければならない。

(1)~(4) (略)

- 2 法第73条の4から第73条の7までの規定の 適用がある不動産の取得をした者は、<u>前項</u>の 規定により知事に申告する際、その適用があ ることを証するに足る権限ある機関の証明書 その他の書類を提出しなければならない。
- 3 法第73条の24第1項第1号、第2項第1号 若しくは第3項、第73条の27の2第1項、第73条の27の3第1項、第73条の27の4第1 項、第73条の27の5第1項、第73条の27の6 第1項又は第73条の27の7第1項の規定の適 用があることとなるべき不動産の取得をした 者は、第1項の規定により知事に申告する 際、その適用があることとなるべき理由を証 するに足る書類を提出しなければならない。

<u>4</u> (略)

改正後

(不動産取得税の賦課徴収に関する申告義務 等)

第23条 不動産を取得した者は、当該不動産の 取得の日から60日以内に、次に掲げる事項を 知事に申告しなければならない。<u>ただし、法</u> 第73条の18第1項ただし書に規定する場合 は、この限りでない。

(1)~(4) (略)

- 2 前項ただし書の場合においても、知事は、 不動産取得税の賦課徴収について必要がある と認めるときは、不動産を取得した者に、同 項各号に掲げる事項を申告させることができ る。
- 3 法第73条の4から第73条の7までの規定の 適用がある不動産の取得をした者は、<u>前2項</u> の規定により知事に申告する際、その適用が あることを証するに足る権限ある機関の証明 書その他の書類を提出しなければならない。
- 4 法第73条の24第1項第1号、第2項第1号 若しくは第3項、第73条の27の2第1項、第73条の27の3第1項、第73条の27の4第1 項、第73条の27の5第1項、第73条の27の6 第1項又は第73条の27の7第1項の規定の適 用があることとなるべき不動産の取得をした 者は、第1項又は第2項の規定により知事に 申告する際、その適用があることとなるべき 理由を証するに足る書類を提出しなければな らない。

<u>5</u> (略)

(不動産取得税の課税標準の特例)

- **第23条の3** 法<u>第73条の14第11項</u>の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 2 法<u>第73条の14第12項</u>の条例で定める割合 は、3分の2とする。
- 3 法<u>第73条の14第13項</u>の条例で定める割合 は、3分の2とする。

(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)

第25条 市町長は、法<u>第73条の18第3項</u>の規定 により送付又は通知をする場合においては、 当該不動産の固定資産課税台帳に登録された 価格、固定資産課税台帳登録後における当該 不動産の状況の変化その他当該不動産の価格 の決定について参考となるべき事項を<u>あわせ</u> て知事に通知するものとする。

附則

(法人の事業税の税率の特例)

17 令和元年10月1日以後に開始し、かつ、令和6年3月31日以前に終了する各事業年度

(法第72条の26第1項ただし書又は法第72条の48第2項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては、当該事業年度開始の日から6月の期間)に係る法人の事業税の額は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)~(3) (略)

(4) 法第72条の2第1項第4号に掲げる事業 次に掲げる金額の合計額

(水)~(水) (略)

(不動産取得税の課税標準の特例)

- **第23条の3** 法<u>第73条の14第12項</u>の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 2 法<u>第73条の14第13項</u>の条例で定める割合 は、3分の2とする。
- 3 法<u>第73条の14第14項</u>の条例で定める割合 は、3分の2とする。

(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)

第25条 市町長は、法<u>第73条の18第4項</u>の規定 により送付又は通知をする場合においては、 当該不動産の固定資産課税台帳に登録された 価格、固定資産課税台帳登録後における当該 不動産の状況の変化その他当該不動産の価格 の決定について参考となるべき事項を<u>併せて</u> 知事に通知するものとする。

附 則

(法人の事業税の税率の特例)

17 令和元年10月1日以後に開始し、かつ、令和6年3月31日以前に終了する各事業年度

(法第72条の26第1項ただし書又は法第72条の48第2項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては、当該事業年度開始の日から6月の期間)に係る法人の事業税の額は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)~(3) (略)

(4) 法第72条の2第1項第4号に掲げる事業 次に掲げる金額の合計額

ア~ウ (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第23条の3及び附則第17項第4号の改正は、公 布の日から施行する。
- 2 改正後の静岡県税賦課徴収条例第23条の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課す

べき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。